

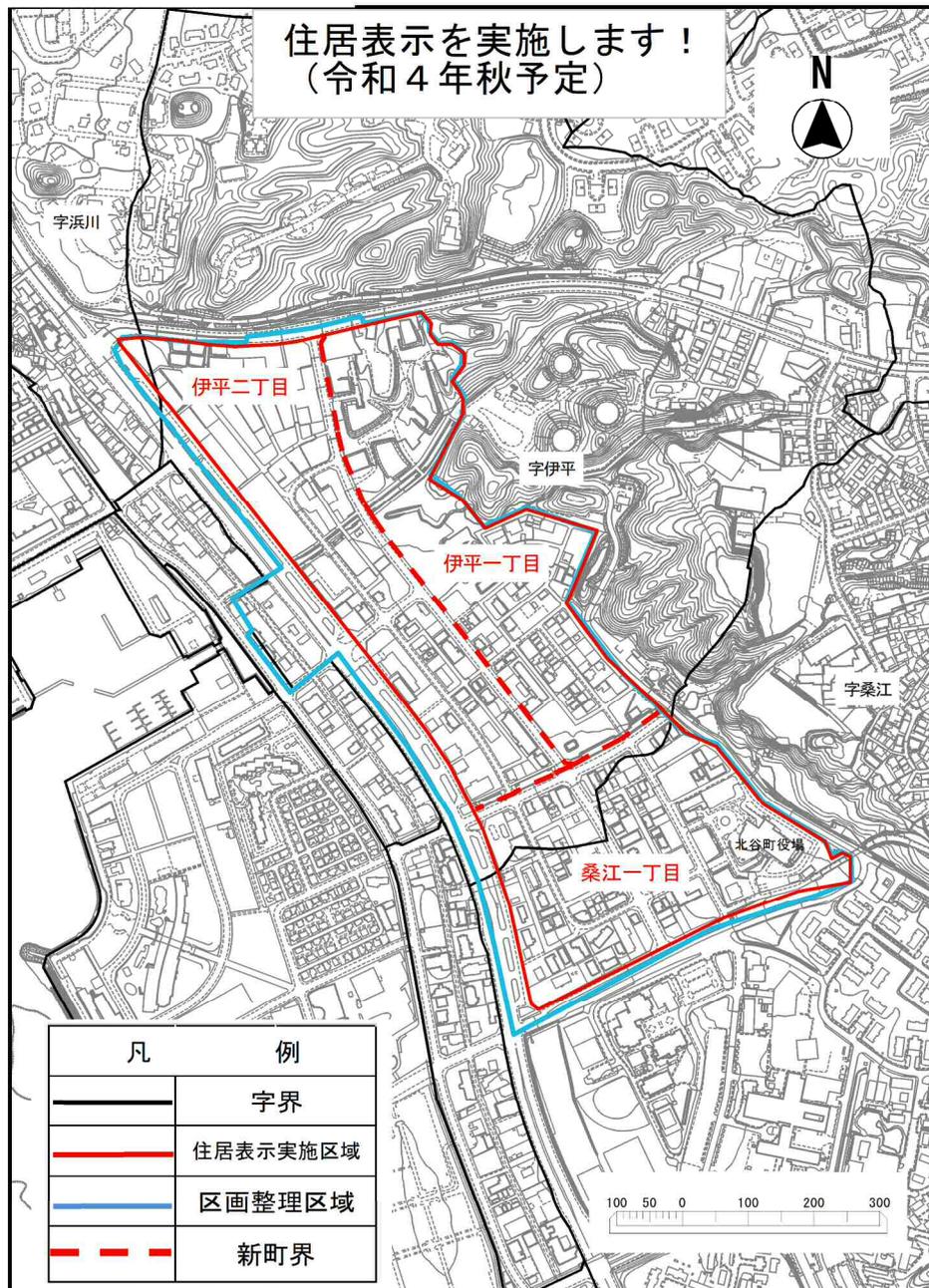
新しい町名（まちめい）について

【 桑江伊平土地区画整理事業地内 住居表示実施 】

土地区画整理事業の施行により、位置・形状等が変わる道路や街区に合わせ、町（字）の区域や名称が変更され、換地処分の公告があった日の翌日から効力が生じます。

桑江伊平土地区画整理事業の換地処分に合わせて、事業地内の字名と字の境界を、下記図に示すとおり新しい町名と町の境界へ変更し、住居表示の実施を予定しています。

旧（字名）	新（町名）
字桑江の一部、字伊平の一部	桑江一丁目（くわえ いっちょうめ）
字伊平の一部	伊平一丁目（いへい いっちょうめ）
字伊平の一部、字浜川の一部	伊平二丁目（いへい にちょうめ）



○換地処分後（住居表示実施後）の土地と住所の表し方

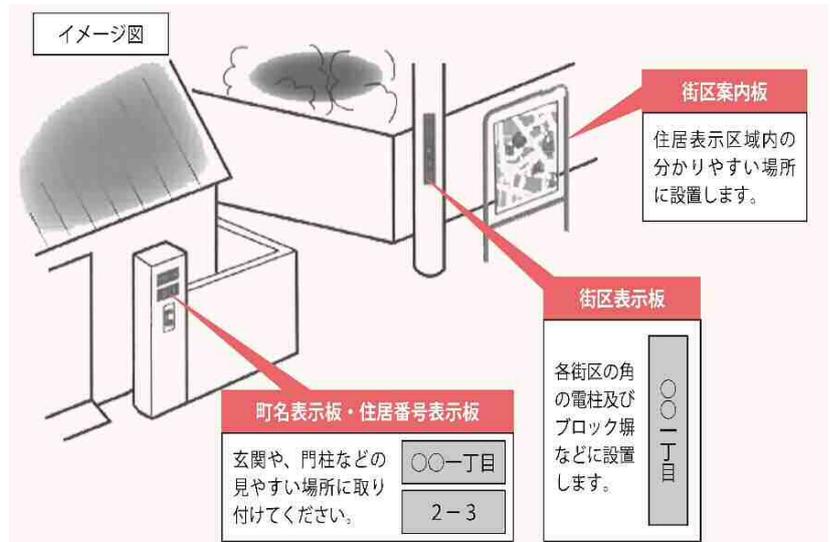
（例）【土地】 北谷町 桑江一丁目 〇〇番□□
土地の地番

【住所】 北谷町 桑江一丁目 〇〇番 △号 （住居表示）
街区符号 住居番号

※【住所】の「△号」は、住居表示の方法により定められるため、必ずしも【土地】の「□□」とは一致しません。

○住居表示が実施されると

- ◆街区案内板や街区表示板が設置されるほか、各建物に、町名表示板・住居番号表示板を取り付けます。



- ◆住所変更の手続きが必要になります。（詳細は、令和4年9月の説明会で説明します。）

【個人で住所変更の手続きを行うもの】

- （例）
- ・運転免許証
 - ・銀行、株式、保険等の証書類
 - ・許可、認可、免許及び登録証等
 - ・個人番号（マイナンバー）カード
 - ・会社等の法人登記簿、商業登記簿

【北谷町が書替えを行うもの】

- （例）
- ・住民票、戸籍簿、戸籍の附票
 - ・印鑑登録原票
 - ・土地、家屋、償却資産課税台帳

○換地処分、住居表示が実施されるまでのスケジュール案

令和2年9月	住居表示の実施区域と実施方法の議会議決
11月	町の区域の設定及び字の区域の変更案の公示
令和3年3月	町の区域の設定及び字の区域の変更の議会議決
令和4年9月	住民説明会（住所変更手続き等について）
9月	通知書の配布
10月	換地処分、住居表示実施

※スケジュール案は予定であり、変更になることがあります。